

京都市消防局訓令乙第4号

各 部
防 災 危 機 管 理 室
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防職員待機宿舎に関する規程の一部を次のように改正する。

平成21年3月5日

京都市消防局長 三 浦 孝 一

第5条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同条第1号中「第4条」を「前条」に改め、同条第2号本文中「第4条」を「第3条」に、「とき,」を「とき。」に改め、同号ただし書中「引続き」を「引き続き」に改め、同条第3号中「引続き」を「引き続き」に改め、同条第5号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(消防局総務部施設課)